

新潟市私道等整備助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第23号

新潟市私道等整備助成規則の一部を改正する規則

新潟市私道等整備助成規則（昭和47年新潟市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3分の2」を「2分の1」に改める。

別記様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「代表者住所（〒 ー ）」を「代表者住所 ー」に、「連絡先 電話 ー」を「連絡先 ー」に、「防護柵」を「防護柵」に改める。

別記様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「代表者住所（〒 ー ）」を「代表者住所 ー」に、「連絡先 電話 ー」を「連絡先 ー」に、「防護柵」を「防護柵」に、「電話 ー」を「連絡先 ー」に、

「

電話 ー

」を「

連絡先 ー

」に改める。

別記様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「代表者住所（〒 ー ）」を「代表者住所 ー」に、「連絡先 電話 ー」を「連絡先 ー」に、「防護柵」を「防護柵」に、

「

電話 ー	担当者	電話 ー
------	-----	------

」を

「

連絡先	担当者	連絡先
-----	-----	-----

に改める。

」

別記様式第6号中「あて先」を「宛先」に、「代表者住所（〒 ー ）」を「代表者住所 ー」に、「連絡先 電話 ー」を「連絡先 ー」に、「防護^ま柵」を「防護柵」に、

「

電話 ー	担当者	電話 ー
------	-----	------

を

」

「

連絡先	担当者	連絡先
-----	-----	-----

に改める。

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年度の特例）

2 平成30年度に限り、市長が特別に認めるものに改正後の第3条の第2項の規定を適用する場合は、同項中「2分の1」とあるのは「3分の2」とする。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第6号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。